くらしの情報

お知らせ

IHクッキングヒーターは正しく使いましょう

予防課 82-9158 83-1447
yobo@city.suzuka.mie.jp

IHクッキングヒーター（電磁調理器）を使って揚げ物などを調理しているときに、天ぷら油から火が出るという事例が発生しています。

電磁調理器は、火を使わず安全で便利な調理器として普及していますが、過信は禁物です。「調理中は、その場を離れない」「揚げ物のキーを使う（他のキーは使わない）」「なべ底がそったり、変形しているものは使わない」「なべは加熱部の中央に置く」など、取扱説明書に書かれているの注意事項（メーカーにより異なります）を守り、安全にご使用ください。

3月28日、市役所（一部）の日曜窓口を開設します

市民課 82-9013 82-7608
shimin@city.suzuka.mie.jp

と　き　3月28日㈰　8時30分～17時

窓　口

○市民課　82-9013
転入・転出・転居の手続き、外国人登録、戸籍の届出、住民票の写し、戸籍謄抄本・登録原票記載事項証明書の交付、印鑑登録・証明書の交付など

○税務課　82-9006
各種税証明書の交付、原動機付自転車の廃車手続き

○収税課　82-9008
納税相談など

○保険年金課　82-7605
国民健康保険・国民年金の手続き、老人保健、福祉医療費（心身障害者・母子・乳幼児・老人）助成の手続き

○児童家庭課　82-7661
児童手当の手続き

○高齢障害課　82-7935
介護保険受給資格証明書の発行手続きなど

○学校教育課(分館第2)　82-7618
市立小・中学校の転校手続き

○水道局　68-1670
引越などに伴う水道の開閉栓、料金精算

※必要書類など、詳しくは各担当課へ

ポルトガル語の通訳など嘱託職員を募集します

㈶鈴鹿国際交流協会 83-0724 83-0639
sifa@mecha.ne.jp

対　象　次のすべての条件を満たす方

○日常会話程度のポルトガル語と日本語のできる方（読み書きを含む）

○地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

○通勤可能な方

○普通自動車免許を持っている方

○外国籍の方は、外国人登録法に基づく登録があり、「出入国管理及び難民認定法」による有効な在留資格・期間を持つ方

内　容　ポルトガル語刊行物・印刷物の翻訳、窓口・地域での外国人の対応・通訳（相談業務への対応含む）、在住外国人施策の企画・立案・実施に対する協力・助言、一般事務補助など

定　員　1人

※雇用期間は1年（更新する場合あり）、勤務条件・諸手当は、規定（給与：月額14万8,500円）に準じます。

申込み　3月12日㈮　17時（必着）までに、試験申込書に必要事項を記入し、直接または郵送で、〒513-0801神戸1-1-1近鉄鈴鹿市駅ビル3階同協会事務局へ

※試験申込書は、直接、郵送、電子メールのいずれかの方法で、同協会事務局へご請求ください。郵送の場合は、封筒の表に「試験申込書希望」と朱書きし、返信用封筒（あて名を明記し80円切手をはったもの）を必ず同封してください。

採用試験

と　き　3月21日㈰

ところ　㈶鈴鹿国際交流協会

内　容　面接と筆記試験（日本語とポルトガル語）

私費留学生奨学金の受給者を募集します

㈶三重県国際交流財団 059-223-5006 059-223-5007

対　象　県内大学の外国人留学生または県内に1年以上居住している方で海外に留学する方

※いずれも35歳未満（4月1日現在）

定　員　各10人

○私費留学生

給付額　120万円以内

○大学間交換留学生

給付額　84万円以内

○外国人留学生

給付額　60万円以内

申込み　3月8日㈪から4月9日㈮までに、〒514-0009津市羽所町700番地アスト津3階　同財団へ

公共下水道供用開始の縦覧をします

下水総務課 82-9026 84-3938
gesuisomu@city.suzuka.mie.jp

3月31日㈬から使用できる公共下水道の区域が決まりましたので、縦覧します。

区　域　国府、牧田、白子、飯野、河曲、一ノ宮、玉垣、若松、神戸地区の各一部

と　き　3月12日㈮～22日㈪（土・日曜日、祝日を除く　8時30分～17時）

ところ　下水総務課（市役所別館第3　2階）

警察告知板

鈴鹿警察署 80-0110

4月から、原付試験（講習）は運転免許センターで

警察署での原付試験(講習)は廃止され、4月から、運転免許センターでの受験になります。ご注意ください。

原付免許試験・原付講習

受　付　月～金曜日（祝日と年末年始を除く　8時30分～9時）

※講習は、試験実施日の13時から行います。

※詳しくは、運転免許センター（059-229-1212）へ

お知らせ

家庭用電気冷凍庫が家電リサイクル法の対象になります

清掃管理課　☎82-7609　FAX 82-8188
e sesokanri@city.suzuka.mie.jp

４月から、家庭用電気冷凍庫が家電リサイクル法の対象品目として追加されます。

処分するときは、家電４品目と同じように、買い換え店や過去の購入店が分かる場合はその販売店に、その他の場合は市の許可を得た家電４品目の収集運搬業者（㈱鈴友☎82-1155）へ引き取りを依頼してください。

有料道路の障害者割引適用者にＥＴＣ車載器購入金を助成します

高齢障害課　☎82-7626　FAX 82-7607
e koreishogai@city.suzuka.mie.jp

障害者へのＥＴＣの利用促進を図るため、車載器購入代金の一部として１人当たり１万円を助成します。

対　象　有料道路の障害者割引適用者

※対象障害者1人につき、本人または家族名義の車が1台のみ登録できます。

※法人所有車両、レンタカー、タクシー、軽トラック、代車など、登録できない車種があります。

定　員　全国で15万人（先着順）

申込み　身体障害者手帳（または療育手帳）、車検証、運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）、割引証（不要になりますので返納してください）、ETCカード（原則、障害者本人名義のもの）、ETC車載器セットアップ申込書・証明書を持って、直接、高齢障害課へ

※申込み状況は、財団法人道路サービス機構のホームページ（HP http://www.j-sapa.or.jp）で確認できます。

土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧します

資産税課　☎82-9007　FAX 82-7604
e shisanzei@city.suzuka.mie.jp

平成16年度の自分の土地や家屋の価格を他の土地や家屋の価格と比較できる土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧します。

また、縦覧期間内に限り納税義務者の閲覧（固定資産課税台帳兼名寄帳の写しの交付）を無料で行っています。

※納税通知書に添付されている課税明細書でも、課税内容が確認できます。

と　き　４月１日㈭～４月30日㈮（土・日曜日、祝日を除く　８時30分～17時）

ところ　資産税課（市役所西館3階）

手数料　無料

持ち物　印鑑、納税通知書、課税明細書など本人確認できるもの

※代理人の場合は委任状が必要です。

八野町桜公園が整備されました

公園緑地課　☎82-9027　FAX 84-3938
e koenryokuchi@city.suzuka.mie.jp

㈶自治総合センターでは、宝くじの普及・宣伝を目的に、「緑化推進コミュニティ事業」の助成を行っています。

この助成により、2月、八野町の皆さんが整備を進めている桜公園に、桜の苗木が植えられました。

中部国際空港の飛行検査にご理解を

生活環境課　☎82-7954　FAX 82-8188
e kankyo@city.suzuka.mie.jp

中部国際空港（セントレア）の開港に必要な航空保安施設の性能確認のため、国土交通省が飛行検査を行います。

飛行機（全長30m程度のプロペラ機またはジェット機）が低い高度で飛行する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

平成16年度前期（４月～９月）教養講座

勤労青少年ホーム　☎87-6125　FAX 88-1223　e shoko@city.suzuka.mie.jp

対　象　平成16年4月1日現在で35歳未満の勤労青少年

申込み　各講座の受付日までに（当日可）、ホーム利用登録の手続き（傷害保険料・利用者会費計1,100円が必要。有効期限は平成17年3月末日。なお登録後は、開講中止や抽選もれの場合も含め、返金不可）を済ませ、受付日当日18時30分から19時30分までに、教材費を持って直接同ホームへ

※申込者多数の場合は受付日に抽選します。

※申込者が半数に達しない場合は、開講をとり止めることがあります。

※教材費は6カ月・16回分です。料理Aはテキスト代4,500円、Bは資料代500円が別途必要です。

※開講後に退講する場合は教材費はお返ししません。

※4月5日㈪から順次開講します。

受付日	講座名	曜日	定員	時間	教材費
3月15日㈪	華道［嵯峨御流］	月	30	18：30～20：30	1万6,000円
	写真		10	19：00～20：30	4,000円
	茶道［表千家］		15	18：30～20：30	5,000円
	パッチワーク		15	18：30～20：30	4,000円
3月16日㈫	ゴルフ	火	20	18：30～21：30	4,000円
	㈫料理A		30	18：30～20：30	1万2,000円
	手芸・編物		15	18：30～20：30	8,000円
	㈫陶芸		15	18：30～20：30	3,000円
	中級英会話		15	19：00～20：00	6,000円
	書と篆刻（てんこく）		10	19：00～20：30	1,000円
3月17日㈬	華道［池坊］	水	15	18：30～19：30	1万6,000円
			15	19：30～20：30	
	レクリエーション		20	19：00～20：30	2,000円
	㈬陶芸		15	18：30～20：30	3,000円
	㈬料理A		30	18：30～20：30	1万2,000円
	中級茶道		15	18：30～20：30	5,000円
	和裁		10	18：30～20：30	1万3,000円
3月18日㈭	㈭料理B	木	30	18：30～20：30	1万2,000円
	着物の着付		女10	18：30～20：30	2,000円
	ふれあいマナー		10	18：30～20：30	3,000円
3月19日㈮	入門英会話	金	20	19：00～20：30	3,000円
	中級池坊		30	18：30～20：30	1万6,000円
	煎茶［皇風礼式］		10	18：30～20：30	5,000円

と　き　3月中旬から10月中旬のうち、20週間程度（悪天候の場合と、土・日曜日、祝日を除く10時～16時30分ごろ）
※詳しくは、中部国際空港㈱施設部飛行場運用グループ（☎052-533-7555）または県地域振興部交通政策チーム（☎059-224-2805）へ

公共下水道事業の変更計画を縦覧します

下水建設課 ☎82-9046 FAX84-3938
e gesuikensetsu@city.suzuka.mie.jp

と　き　3月8日(月)～22日(月)（土・日曜日、祝日を除く　8時30分～17時）
ところ　下水建設課（市役所別館第3　2階）

催し物

開館30周年記念ホーム祭

勤労青少年ホーム ☎87-6125 FAX88-1223
e shoko@city.suzuka.mie.jp

勤労青少年ホームは、働く青少年のための福祉に関する事業を総合的に行う施設で、今年度で30周年を迎えました。
と　き　3月13日(土)　10時～17時、14日(日)　9時30分～17時
ところ　鈴鹿ハンター・弁天山公園
内　容　講座生による作品展示、お茶席（表千家・一席200円）、着物のショー、子ども向けのゲーム遊び、クラフト作りなど
※13日は、ハンター屋外弁天広場で警察車両の展示など（小雨決行）があります。

「未来に残したい鈴鹿模様」写真展

㈶文化振興事業団 ☎84-7000 FAX84-7755
e bunkakokusai@city.suzuka.mie.jp

と　き　3月12日(金)～14日(日)　10時～17時
※表彰式は14日14時から行います。
ところ　文化会館 さつきプラザ
入場料　無料

心身障害児レクリエーション

高齢障害課 ☎82-7626 FAX82-7607
e koreishogai@city.suzuka.mie.jp

対　象　身体障害者手帳1・2級、または療育手帳B中度以上の障害のある中学生以下の生徒・児童とその保護者
と　き　3月30日(火)　10時～14時30分
ところ　鈴鹿サーキット
申込み　3月15日(月)までに、高齢障害課にある申込用紙に必要事項を記入し、同課へ
※当日のボランティアを募集しています。申込みは事前に同課へ

ジェフリーふぇすた

男女共同参画センター ☎81-3113 FAX81-3119
e danjokyodosankaku@city.suzuka.mie.jp

と き・内容　▶3月19日(金)（前夜祭）18時～21時30分　パネル展示・映画「みすゞ」上映
▶3月20日(日)　10時～16時30分　ワークショップ、基調講演「よくわかる男女共同参画」
ところ　ジェフリーすずか

講座・教室

ワークショップ講座 買い物ゲーム

㈶鈴鹿国際交流協会 ☎83-0724 FAX83-0639
e sifa@mecha.ne.jp

身近なごみ問題から世界の環境問題まで、ゲームを通して楽しく学びます。
対　象　小学4年生以上
と　き　3月21日(日)　13時～16時（12時30分から受付）
ところ　ジェフリーすずかホール
定　員　40人
参加費　無料
申込み　3月18日(木)までに、電話で同協会へ

ひろがよう 人権尊重の輪

ハンセン病に正しい理解を

人権政策課 ☎82-9011 FAX82-8188 e jinkenseisaku@city.suzuka.mie.jp
人権教育課 ☎82-9030 FAX83-7878 e jinkenkyoiku@city.suzuka.mie.jp

昨年11月に熊本県の温泉ホテルが、県内のハンセン病元患者らの宿泊を拒否していたことが判って、重大な差別・人権侵害として問題になりました。今回の事件でも明らかになったように、ハンセン病は正しく理解されることのないまま、今日までさまざまな誤解や偏見、差別を生み出しています。

市では昨年8月、ハンセン病に関する講演会を開催し、元患者とハンセン病特集番組を制作したテレビディレクターからお話を聴きました。

講演では、患者本人と家族の苦悩、ハンセン病が研究され遺伝性のないことが証明された今でも、差別や偏見に向き合わなければならない現実を知らされました。元患者と行政職員との仕事を離れた心の交流、ハンセン病を学習するにつれて差別の不合理性に気づかされる小学生などを取材したディレクターからは、取材を通して知り得た事実を「より多くの人に伝えなければならない」という意気込みが感じられました。

今は「回復者」となったにもかかわらず、さまざまな苦悩を抱える人々。その苦しみを作っているのは、正しいことを知ろうとしないわたしたちなのではないでしょうか。誤った認識による偏見や無関心も差別につながるのです。

参加した小学生からは、「みんなが正しく理解していないだけなのに、なぜ差別されるのかわからない」といった感想がありました。次代を担う子どもたちの思いは率直です。わたしたち大人も、正しいことは何かということを自分たちで考え、さまざまな差別や偏見に流されることのない力をつけたいものです。間違いを繰り返すことのないよう、知らないままで済ませるのではなく、積極的に正しい情報と知識を求めていかなければなりません。